

令和2年4月6日

医療機関の長 殿

茨城県医師会会長 諸岡 信裕

「新型コロナウイルス関連感染症:第25報」

第6回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会(4/3)について

- 1)濃厚接触による自主的な就業制限、施設の使用制限に関する日本医師会の考え方(Ver.2)が発表されました。医療機関で患者または医療従事者の感染が確認された場合の診療継続について4月3日付けで第2版が発表されました。
 - 医療従事者の日常の感染予防策について、令和2年3月11日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意事項について」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000607654.pdf>)に沿った対応が求められます。全ての患者の診療において徹底が求められる標準予防策とは、サージカルマスクの着用及び手指衛生の励行であることが明記されており、また、濃厚接触者に該当しない場合は、同事務連絡「2. (2)」に示されています。
 - 受診者の感染が判明した場合、医療機関の管理者が標準予防策(検査等の手技を実施する場合は、それらに応じた防護を実施することとする。)の実施を確認した場合には、濃厚接触者に該当しないことから、就業制限や施設の使用制限の必要はありません。この場合に、所管保健所等との緊密な連携をお願いいたします。

さらに、同事務連絡にあるとおり、新型コロナウイルス感染患者の診療に携わった医療機関の職員は、濃厚接触者に該当するかに関わらず、毎日検温を実施するなど、自身の健康管理を強化することが求められます。
 - 感染が確認された医療従事者は、他への感染の恐れがなくなるまで保健所により就業制限が行われます。また、他との接触状況は所管保健所等の指導に従って判断し、濃厚接触者に該当した者は、原則、接触から14日間健康観察が必要となり、その間不要不急の外出を避ける等の指導が行われます。極力診療継続ができる方策をとっていただきますが、対応について保健所等の指導に従ってください。
- 2)軽症者、無症状者は、自宅待機やホテルなど病院以外への施設に収容する方針になりました。重症者の治療を優先するため軽症者、無症状者は自宅または都道府県が用意した宿泊施設で経過観察することになりガイドラインが厚労省から示されました。自宅療養、宿泊療養で医師会の協力が求められています。すでに東京都ではホテルの借り上げを行っており今週から運用の予定で、医師会も出務の予定です。また、PCR検査が困難なときは14日間の経過観察で管理を解除してもよいことになっています。くわしくは厚労省のホームページの自治体、医療機関向け情報一覧の中で閲覧できます。
- 3)既報の抗体検査は急性期の診断には利用できないことが明らかになりました。

3月19日のこの会で抗体検査が診断に有望という情報がありましたが、このキットは中国製で以前中国のデータを紹介しましたが、わが国で感度を調べたところ1週間の陽性率は25%程度で急性期の診断に使えないことが明らかになりました。ただ、14日のIgG抗体の陽性率は96.9%で、感染の広がりを調べる疫学調査には使えそうだということでした。